

調査結果報告書

今治市長 殿

平成 30 年 1 月 17 日
今治市大学設置事業専門委員
公認会計士 森 貴弘



今治市大学設置事業にかかる調査について(報告)

上記について次のとおり実施しましたので、その結果を報告いたします。

【I. 調査の概要】

1. 調査対象 今治市大学設置事業
2. 所在地 今治市別宮町1丁目4番地4
3. 調査期間 平成29年10月3日～平成30年1月11日

4. 調査範囲

- ・学校法人加計学園の入札手続き
- ・経済波及効果
- ・学校法人加計学園の決算書等

5. 専門家としての責任の範囲

私は、貴殿より御依頼のあった調査を職業的専門家として正当な注意をもって行いましたが、これをもって、上記項目について全ての不正・誤謬等を明らかにしたと保証するものではありません。また、学校法人加計学園の計算書類については、同学園の会計監査人であるイースト・サン監査法人が無限定適正意見を表明しており、今回の調査においては、当該意見に沿って、同学園の計算書類が適正に表示されていることを前提に調査をしております。

【Ⅱ. 調査結果】

1. 学校法人加計学園の入札手続き

①実施した手続きの概要

A. 理事会の議事録レビュー

B. 議事録・稟議書への見積書等添付資料レビュー

C. 設計会社、建設会社の決定に係る経緯につき、加計学園に質問

入札関係資料－工事施工業者、【A 敷地・B 敷地】【C 敷地・D 敷地】の選定プロセス
機器備品・図書等にかかる業者選定プロセスにつき確認

《前提条件；学校法人の出資する会社について》

加計学園が 100%出資する株式会社 SID 創研という会社があり、獣医学部校舎の設計に携わっております。学校法人が、教育研究活動に関連する事業を行う会社を設立することは差し支えないとされています。（「学校法人の出資による会社の設立等について（通知）」平成 13 年 6 月 8 日 文部科学省）

他の私立大学でも、早稲田大学、法政大学、青山学院大学、東京理科大学、日本大学等 100%出資会社を有する大学は多数ありますので、特段、異常なことではないです。

なお、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）に基づき、学校法人の出資による会社に係る事項について、学校法人の出資割合が 2 分の 1 以上の会社がある場合には、計算書類の末尾に記載する注記事項に記載し、財政及び経営状況の明確化が求められています。

そのため、加計学園においても財務諸表注記において、その取引額が明記されており、異常な取引がなされていないかどうかを検証できるよう対応されています。

②内容

- A. 業者の選定にあたり、与信管理は実施されておりましたが、理事会での討議、決議、稟議書への押印は適切になされていました。
- B. 複数事業者からの見積書取得を確認し、議事録、稟議書記載の発注金額については、各業者から入手した見積書と金額の整合性は取れていました。
- C. 業者の選定にあたっては、工期がタイトである状況にて、これまで学園関係の施工・入札参加実績があり、かつ、一括納入が可能であるなど、ある程度無理の利く業者を選定する必要があり、結果として、今治の施工業者が選定されなかったという説明を受けております。

③結論

- ・異常な検出事項はないと判断しました。

2. 経済波及効果

①実施した手続きの概要

- ・「大学獣医学部の誘致による経済波及効果 平成 29 年 1 月」につき、民間シンクタンク担当者と面談。
- ・調査の背景、経済波及効果の算出根拠についてヒアリングを行いました。
- ・認可決定後、再試算した平成 29 年 12 月公表版についても、同様に算出根拠等について再ヒアリングを実施しました。

②内容

- ・経済波及効果算出にあたって変数となる、獣医学部の定員、教職員数、建築コストの内訳、運営経費等の設定にあたって、公表数値や、民間シンクタンクが県内学生等に行ったアンケート結果等を利用しており、恣意性は介入していないと判断しました。

認可決定後に再試算された平成 29 年 12 月公表版についても、より精緻な計算結果を算出するため、各変数は適切な根拠に基づき修正の上、効果測定システムに投入されております。

- ・また、経済波及効果を算定した効果測定システムについては愛媛県経済波及効果測定システム（愛媛県企画振興部統計課 統計分析係公表）を用いています。

これは、総務省が作成したシステムをベースにして、愛媛県が地域性を考慮して独自の改良を行ったシステムであり、公共性の高いシステムとなっております。したがって、算定結果に恣意性が介入する可能性は低いと考えられます。

実際、報告書上の施設整備にかかる部門別の金額を当該測定システムに投入してみたところ、ほぼ同額の結果が出ました。

- ・建設部門については、システム上では県内業者に経済効果があるという前提であるが、実際には工期等の問題もあり、県外業者が選定されております。学園建設予定地現地では、県外業者の作業員が多数みうけられますが、こうした県外業者等の宿泊等は経済効果に反映されていません。（不確実要素を投入して、経済効果がいたずらに大きくなることを防ぐため。）

③結論

- ・経済波及効果の算定は定められたルールに基づき算定されており、またインプット部分についても最大限合理的な数値であり、適切に行われております。不合理な計算結果ではないという心証を得ております。

- ・一方で、実際に地元今治市に経済効果がなければ、学園を設置する意味はないため、今後、工期等に関係ない部分に関しては市内業者に適切に割振られることを望みます。
この点、加計学園に要望を伝えたところ、消耗品、清掃、修繕、剪定、食堂業者等、完成後の運営についてはむしろ、地元の業者をお願いしたいとのコメントをいただいております。

3. 学校法人加計学園の決算書等

①実施した手続きの概要

- ・過去3期（H27/3期、H28/3期、H29/3期）分の決算書のレビュー
- ・大学設置認可にかかる加計学園からの提出資料レビュー
- ・寄付行為に関する資料のレビュー
- ・加計学園担当者にヒアリング実施

《前提～学校法人会計の特徴》

1) 総論

営利獲得を目的とする事業会社と違い、学校法人は継続的に教育活動を維持していくことが必要となるため、財務諸表の体系が異なります。大きな違いとしては資金収支計算書、活動区分収支計算書、事業活動収支計算書といった資金収支ベースでの計算書の作成を求められることが違います。特にわかりづらい項目として「事業活動収支計算書」上の基本金組み入れ額と当年度収支差額について簡単に説明します。

2) 基本金組み入れ額

教育研究基本金組入額活動を将来的に維持していくために必要な金額を基本金として自己資金で確保することが求められています。目的に応じて第1号基本金から第4号基本金まであります。例えば、設備投資活動により固定資産が増加する場合、基本的には基本金組入額が発生し、当年度の収支差額より控除されます。

3) 経常収支差額

特別収支を除いた収支差額で、教育活動収支差額と教育活動外収支差額の合計で求められます。特殊要因を除いた収支を表す金額です。本業である教育活動と、本業外の財務活動や収益事業による活動の収支バランスをみる項目です。通常はプラスになることが想定されます。

4) 基本金組み入れ前当年度収支差額

經常収支差額に特別収支差額を加えた収支差額であり、当年度の収支バランスをみる項目です。通常はプラスになることが想定されます。

5) 当年度収支差額

教育活動を将来的に維持していくための基本金組入額を控除した収支差額。多額の設備投資を行う場合、経営状態が良好であっても、基本金組入額の影響でマイナスの収支差額になることも想定されます。

(参考)主要数値の期間推移

単位；百万円

事業活動収支 計算書	平成 26 年度 (H27/3 期)	平成 27 年度 (H28/3 期)	平成 28 年度 (H29/3 期)	備考
經常収支差額	-	519	71	* 学校法人会計基準改正前の平成 26 年度は「消費収支計算書」の「当年度消費収入超過額」を表示しております。
基本金組み入れ前 当年度収支差額	* 361	439	3,618	
基本金組入額	-	△479	△4,667	
当年度収支差額	-	△39	△1,048	
貸借対照表	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	備考
純資産	65,764	66,203	69,822	-

翌年度繰越収支差額がマイナスの場合には、発生原因が問題となります。教育活動収支差額（經常収支差額）のマイナスが原因の場合には、経営状態が悪化していることが想定されますが、設備投資活動による基本金組入が原因の場合、将来的に解消できる範囲であれば、経営状態は悪化していないと判断できます。

また、純資産は H29 年 3 月期末現在 698 億円あり、いわゆる債務超過の状況にはなっておりません。

② 内容；加計学園の財務状況について

i. 学園設置にかかる余剰資金

学校法人分科会にて、文部科学省「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等の手引き」に基づき、[現金預金-（流動負債+第4号基本金）]が設置経費を上回っている、いわゆる余剰金の範囲内、すなわち平成 28 年 3 月期における 127 億 32 百万円の余剰金内での寄附行為の変更を認可されております。したがって 96 億円の設置財源も余剰金の範囲内であると言えます。

ii. 負債償還計画

文部科学省提出の負債償還計画書についても学園側から説明を受けました。

理大1号館建設目的の借入金とその償還計画についても説明を受けました。

平成27年3月以降の理大1号館建設目的の日本私立学校振興・共済事業団からの借入金は合計4,980百万円であり、元金返済は2年据え置きで、金利も0.5%と非常に有利な条件での借入となっています。

また、今回の獣医学部建設に関しては、民間金融機関より合計60億円借入することを予定しています。こちらも元金2年据え置き、金利0.5%と1号館の建設と同様有利な条件となっています。

余剰金の範囲内での設置となるため、自己資金でも賄えないことはないが、手元資金に余裕を持たせること、かつ、非常に有利な条件を提示されたことから、借入を行ったという学園側の説明は不合理な意思決定ではないと考えます。

返済計画の根拠となる、資金収支予算決算総括表、事業活動収支予算決算総括表においても経常収支は学部的全学年が定員を満たす35年度においては黒字となる計画となっています。

また当該計画の骨子となる、新学部の収入については、完成年度の学生生徒納付金収入として2,418百万円を見込んでおり、これは獣医学部1学年140名の6学年分、看護学科60名の4学年分の授業料概算総額と大きく乖離しておらず、概ね適切であると判断しました。

総合的には文部科学省の審査基準において、開設年度の前々年度の末日における負債比率 $[(\text{総負債額}-\text{前受金})/\text{総資産額}\times 100]$ が25%以下であり、完成年度までの負債償還率 $[(\text{借入金返済支出}+\text{借入金利息支出})/\text{事業活動収入}\times 100]$ が20%以下であることを求められていますが、学園の負債比率は19.9%（校地再評価後の借入金を含めた負債率は24.5%）、負債償還率は完成年度5.0%と基準をクリアしており、財務状況に大きな問題はないと理解しています。

以上